

高知県教育委員会 会議録

令和5年10月定例委員会

場所：教育委員会室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和5年10月17日(火) 13:30

閉会 令和5年10月17日(火) 14:37

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	平田 健一
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦
欠席者	教育委員	森下 安子

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	合田 和穂 (専決処分報告第1号を除く)
〃	教育次長	竹崎 実
〃	教育次長	今城 純子
〃	教育政策課長	鈴木 智哉
〃	教職員・福利課長	岡本 健 (付議第1号から第3号のみ)
〃	高等学校課長	並村 一 (付議第1号及び第2号以外)
〃	教育政策課課長補佐	森田 雄一
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也 (会議録作成)
〃	教育政策課主査	菊池 真希 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	10月定例委員会を開催する。
教育次長(総括)	(提案説明)
教育長	付議第2号及び第3号は、個人の情報を含む議案のため、専決処分報告第1号は、非公表の情報を取り扱う議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第2号及び第3号及び専決処分報告第1号を、非公開の取扱いとする。

【付議第 1 号 高知県教育委員会に係る高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則議案
(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

平田委員	<p>教員がこれまで住所・名前・生年月日などを届けていたものが、この規則の施行後は、県の教育委員会へ、自分の個人カードの番号を届けることになるのか。</p>
事務局	<p>今回の条例改正は、個人が持っているマイナンバーカードの IC チップの中に、職員番号や所属といった職員個人を認証する情報を入れるということの内容とするものである。</p> <p>例えば、コピー機を使うに当たって、マイナンバーカードを挿せば、職員としての認証がなされて使えるようになるとか、あるいは休日の出入室の管理に当たって、マイナンバーカードを挿せば、その職員が入退出したということの記録が残るといった、改正がされるものである。マイナンバーカードの用途を拡充するものであり、職員のマイナンバー情報そのものについて、この条例の改正や、あるいはそれを受けての教育委員会の規則改正において、何か状況が変わるというものではない。</p>
平田委員	<p>確定申告などは、必ずマイナンバーのコピーや番号を書かなければならない。コピー機なども、マイナンバーカードを挿して、県の職員だということが分かって、コピーができるということになるということか。</p>
事務局	<p>そうである。そういったことを知事部局で行い、それを教育委員会でも行うことになる。</p>
平田委員	<p>これは時代の流れであるし、社会的方向性だと思う。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第 1 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 1 号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第 2 号 令和 5 年度高知県児童生徒表彰(前期) 受賞者の決定議案

(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第2号を原案のとおり議決する。

【付議第3号 令和5年度教職員等表彰受賞者の決定議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	付議第3号を原案のとおり議決する。

【専決処分報告第1号 新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業に関する専決処分報告 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	専決処分報告第1号の承認を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	専決処分報告第1号を原案のとおり承認する。

(5) 議決事項

付議第1号から第3号
専決処分報告第1号

原案どおり議決
原案どおり承認